

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年3月31日

北海道胆振総合振興局長 谷内 浩史

## 1 委託業務の概要

### (1) 業務名

胆振地域人材確保・定着促進事業（地域活性化雇用創造プロジェクト事業）委託業務

### (2) 業務目的

胆振地域では、幅広い業種で人手不足が常態化しているほか、若年者の早期離職率が高いことから、良質で安定的な正社員の雇用機会の確保及び職場定着促進を図るため、企業の採用力向上や従業員の定着促進に係るセミナーを開催するとともに、求職者とのマッチング機会を提供するための合同企業面接会を開催するほか、企業の魅力の発信強化のための取組を実施する。

### (3) 業務内容

胆振管内における、ものづくり産業や建設業、農業、林業等における人材確保支援のため、次の取組を実施すること。

企画提案にあたっては、提案内容が新型コロナウイルス感染症などの影響により実施が困難となった場合に対応できる代替案についても、仕様書の記載事項に沿った内容で提案すること。

なお、本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質で安定的な正社員雇用の創出の実績が求められることに留意すること。

また、原則として、委託経費の50%以上を、人件費（給与、謝金等）に充てる必要があること。

## ア 地元企業の人材確保支援

### (ア) 人材確保・定着促進セミナーの開催

#### a 開催内容

人材確保・定着促進のため、専門家を講師とした、職場環境改善や採用力向上など地域における人材確保や定着促進に資する内容とする。

なお、オンラインとの同時開催を検討するなど、新型コロナウイルス感染

症などの状況に対応できるよう留意すること。

- (a) 人材の確保と定着を切り口とした、地域の事業者が抱える課題の抽出と解決方法に知見のある講師による基調講演。
- (b) 先進地域、企業における人材確保・定着促進について取組事例紹介。
- (c) セミナー内容等の地域へのフィードバック（参加できなかった事業者を対象とする動画配信等）。

b 開催回数

1回

c 開催時期

8月（提案内容により変更可能）

イ 地域での就業を目指す労働者とのマッチング機会の提供

(ア) 合同企業説明会の開催

a 開催内容

管内外の多様な求職者と胆振館内の人手不足企業をマッチングするため合同就職面接会を参加者確保に係る対策を十分に講じたうえで実施する。

b 開催回数

2回

c 開催時期

10月（提案内容により変更可能）

d 開催地域

西胆振地区及び東胆振地区

e 対象者

一般求職者、新規学卒予定者等幅広く対象とする。

ウ 地域企業の自社情報発信方法のサポート

(ア) 自社PR動画作成のサポート

a サポート内容

多様な求職者に効果的な自社PRを行うための動画（DVD映像やYouTube映像など）の作成方法について専門家によるサポートを実施する。

b サポート対象

自社PR動画の作成に意欲のある胆振館内企業15社程度

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 複数法人による連合体(以下「コンソーシアム」という)又は単体法人とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体法人は次の要件を全て満たしていること。

ア 民間企業、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利法人、その他の法人又

は法人以外の団体等（以下、「民間企業等」という。）であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するもので、道内に事務所又は事業所を有する者であること（事業開始後に道内に事務所等の拠点を設ける場合も含む）。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。

また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 道税を滞納している者でないこと、道に納税の義務のない者は、本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。

カ 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

キ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。

また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

ク 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

ケ 暴力団関係事業者等ではないこと。

コ 社会保険及び労働保険に加入していること。

### 3 企画提案の審査基準

- ・実施体制、業務遂行能力
- ・企画提案の内容

### 4 担当部課

北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課（担当：溝口）

〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号

むろらん広域センタービル4階

電話番号 0143-24-9588 ファックス番号 0143-24-4796

E-mail mizoguchi.shu@pref.hokkaido.lg.jp

### 5 プロポーザル関係書類の交付について

#### (1) 交付期間

令和4年3月31日（木）から令和4年4月14日（木）まで

（土曜日及び日曜日、祝日を除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）

(2) 交付方法

上記4の場所で交付する。なお、北海道胆振総合振興局のホームページにおいてダウンロードすることができる。

6 書類の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書

次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和4年4月14日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出方法 持参（土曜日及び日曜日を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで）または郵送（書留郵便に限る。）による。

ウ 提出書類 参加表明書及び関係添付資料

エ 提出場所 上記4に同じ。

オ 審査結果 文書で通知する。

(2) 企画提案書

企画提案書の提出依頼があった場合にのみ、提出すること。

ア 提出期限 令和4年4月28日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出方法 持参（土曜日及び日曜日、祝日を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで）または郵送（書留郵便に限る。）による。

ウ 提出場所 上記4に同じ。

7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

8 最良の提案をした者の選定

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という）を選定する。

9 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

10 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) プロポーザル審査会に関する説明

提出されたプロポーザルの内容についてはヒアリング審査を実施する。

ただし、提出数が3を超えるときには書類選考を行う場合がある。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

上記4に同じ。

(5) 契約保証金について

契約金額の100分の10に相当する額以上とするが、免除する場合がある。

(6) その他の留意事項

ア 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 審査結果及び特定者名は、公表する。

ウ 詳細は、企画提案指示書による。

エ 本プロポーザルは、国の補助金の交付決定前の準備行為として行うものであり、交付決定日や国における交付額の変更などにより委託期間や業務の内容、委託料の額の変更がありうることに留意してください。

なお、交付額が減額となった場合、減額後の積算上限額の範囲内で委託契約を締結するものとします。

オ 新型コロナウイルス感染症などの影響により、委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により、提案内容を変更するか、契約を行わない場合がある。